

令和4年2月24日招集

陸前高田市議会定例会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案 等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	(仮称) 陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設新築工事の変更請負契約に関する専決処分の報告について
議 案 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議 案 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議 案 第 3 号	市道路線の廃止について
議 案 第 4 号	市道路線の認定について
議 案 第 5 号	23災1170号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事の変更請負契約締結について
議 案 第 6 号	横田地区宿舎跡地農地復旧工事の変更請負契約締結について
議 案 第 7 号	陸前高田市被災市街地復興整備事業の変更業務委託契約締結について
議 案 第 8 号	令和3年度陸前高田市一般会計補正予算(第9号)
議 案 第 9 号	令和3年度陸前高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議 案 第 10 号	令和3年度陸前高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議 案 第 11 号	令和3年度陸前高田市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議 案 第 12 号	令和3年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議 案 第 13 号	令和3年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算(第4号)

番 号	件 名
議 案 第 14 号	令和 3 年度陸前高田市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議 案 第 15 号	陸前高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
議 案 第 16 号	陸前高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
議 案 第 17 号	陸前高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
議 案 第 18 号	陸前高田市溜池の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 19 号	陸前高田市漁港管理条例の一部を改正する条例
議 案 第 20 号	陸前高田市市営住宅条例の一部を改正する条例
議 案 第 21 号	陸前高田市市営住宅併設店舗に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 22 号	陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設条例
議 案 第 23 号	令和 4 年度陸前高田市一般会計予算
議 案 第 24 号	令和 4 年度陸前高田市下水道事業特別会計予算
議 案 第 25 号	令和 4 年度陸前高田市農業集落排水事業特別会計予算
議 案 第 26 号	令和 4 年度陸前高田市漁業集落排水事業特別会計予算
議 案 第 27 号	令和 4 年度陸前高田市国民健康保険特別会計予算

番 号	件 名
議 案 第 28 号	令和 4 年度陸前高田市後期高齢者医療特別会計予算
議 案 第 29 号	令和 4 年度陸前高田市介護保険特別会計予算
議 案 第 30 号	令和 4 年度陸前高田市水道事業会計予算

報告第 1 号

（仮称）陸前高田市ピーカンナツツ産業振興施設新築工事の変更請負契約に関する専決処分の報告について

令和 3 年 6 月 1 1 日に議会の議決を得た（仮称）陸前高田市ピーカンナツツ産業振興施設新築工事の請負契約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第1号

専 決 処 分 書

(仮称)陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設新築工事の設計変更に伴う変更請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 (仮称)陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設新築工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市高田町字馬場前地内
- 3 請 負 者 陸前高田市米崎町字地竹沢79番地1

株式会社佐武建設

代表取締役 須賀 芳 也

4 変 更 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	589,600,000円	598,521,000円

令和4年2月2日

陸前高田市長 戸 羽 太

議案第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所

氏 名

生年月日

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

人権擁護委員の 1 人の任期が令和 4 年 6 月 30 日をもって満了することに伴い、その後任の候補者を推薦しようとして提案するものである。

参考資料

経 歴 書

住 所

氏 名

生年月日

学 歴

経 歴

議案第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所

氏 名

生年月日

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市 長 戸 羽 太

提案理由

人権擁護委員の 1 人の任期が令和 4 年 6 月 30 日をもって満了することに伴い、その後任の候補者を推薦しようとして提案するものである。

参考資料

經 歷 書

住 所

氏 名

生年月日

学 歴

經 歴

議案第 3 号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

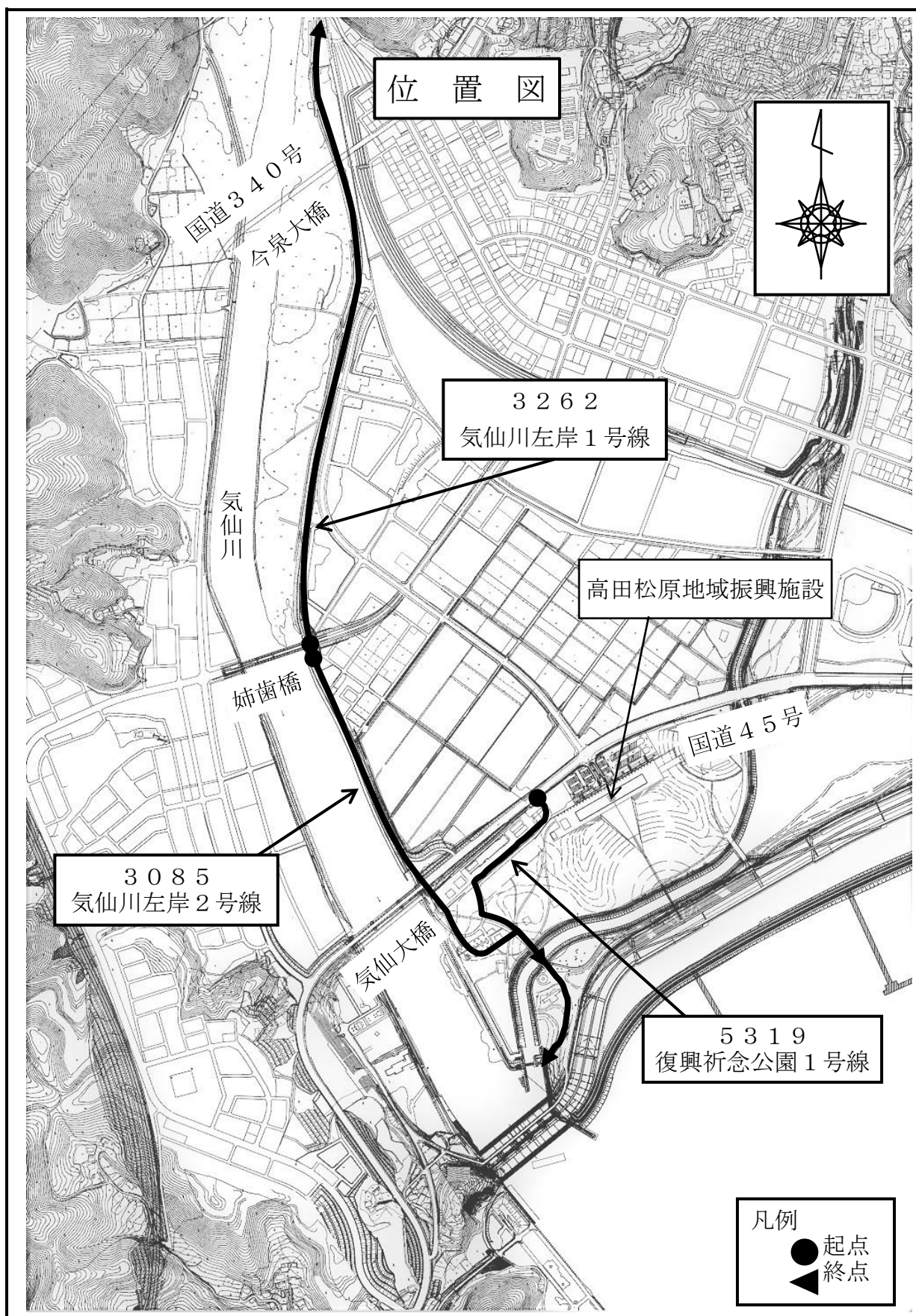
整理番号	路 線 名	起 点（地番）	総延長 （m）	重要な 経過地
		終 点（地番）		
3 0 8 5	気仙川左岸 2 号線	気仙町字木場 1 番	1 , 0 1 3	
		気仙町字砂盛 1 7 6 番 9		
3 2 6 2	気仙川左岸 1 号線	気仙町字奈々切 3 1 番 2	1 , 4 9 1	
		高田町字栃ヶ沢 4 番 5		
5 3 1 9	復興祈念公園 1 号線	気仙町字土手影 1 5 6 番 1	5 3 8	奇跡の 一本松
		気仙町字砂盛 1 7 6 番 1 2		

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

市道路線を廃止しようとして提案するものである。



議案第 4 号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

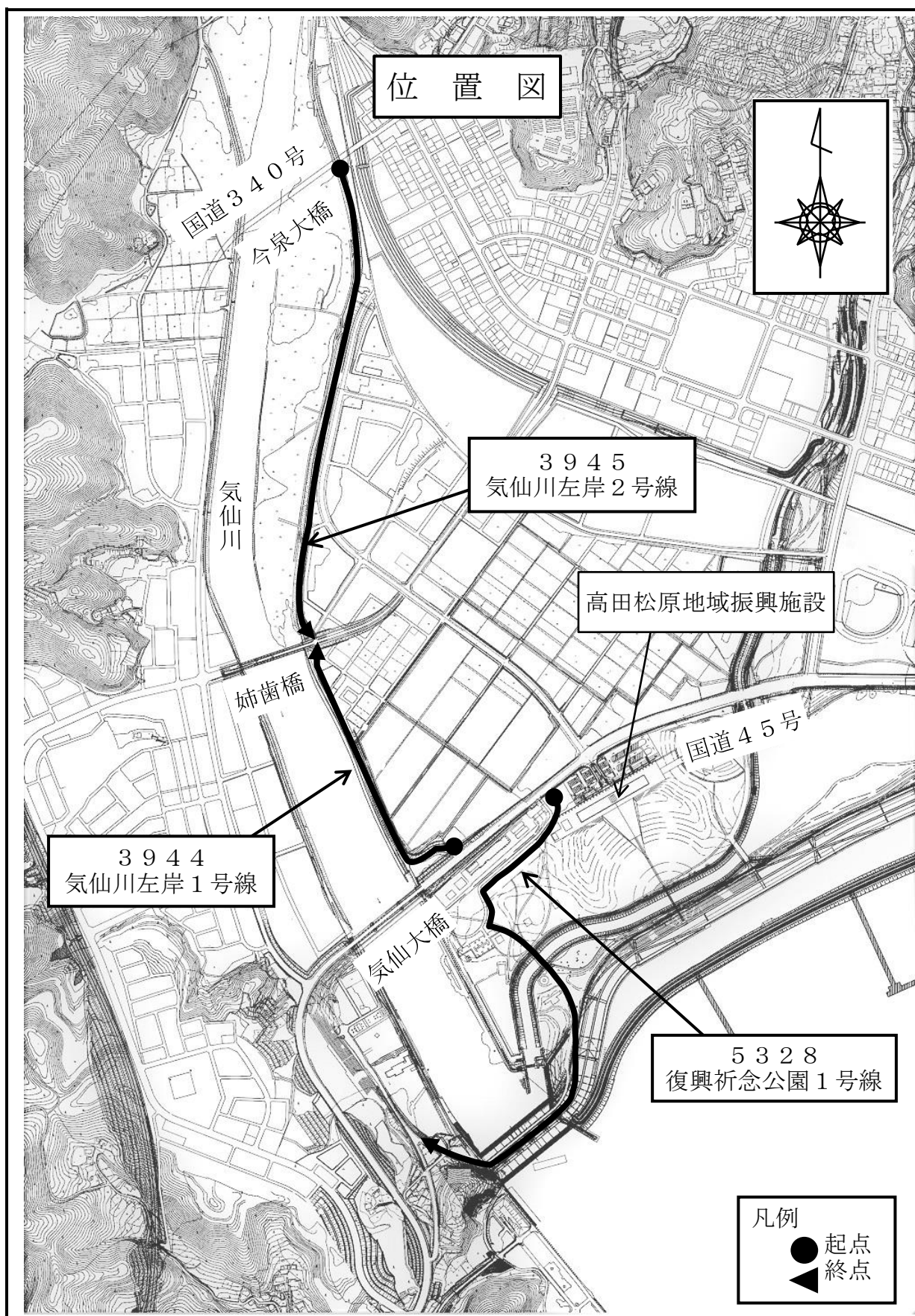
整理番号	路 線 名	起 点（地番）	総延長 (m)	重要な 経過地
		終 点（地番）		
3 9 4 4	気仙川左岸 1 号線	気仙町字木場 9 6 番 1	6 6 0	
		気仙町字土手影 3 5 2 番		
3 9 4 5	気仙川左岸 2 号線	高田町字中川原 1 4 番 1	8 4 1	
		気仙町字土手影 3 5 0 番		
5 3 2 8	復興祈念公園 1 号線	気仙町字土手影 1 5 6 番 1	8 9 9	奇跡の 一本松
		気仙町字田の浜 3 2 番 5		

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

市道路線を認定しようとして提案するものである。



議案第 5 号

23 災 1170 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事の変更請負契約締結について

令和 3 年 3 月 19 日に契約の変更に関し議会の議決を得た 23 災 1170 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事について、請負契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 23 災 1170 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市気仙町字神崎地内ほか
- 3 請 負 者 陸前高田市横田町字志田実 3 番地 11

株式会社長谷川建設

代表取締役社長 長谷川 順 一

4 変 更 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	2, 343, 539, 760 円	2, 459, 384, 060 円

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

23 災 1170 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとして提案するものである。

(議案第 5 号説明資料)

2 3 災 1 1 7 0 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事変更概要

工事変更内容

- 1 市道今泉下矢作線における盛土工に伴う水道管切り回しによる仮設工の増
- 2 物価水準の変動に伴うインフレスライド算定による増

議案第 6 号

横田地区宿舎跡地農地復旧工事の変更請負契約締結について

令和 3 年 9 月 3 日に議会の議決を得た横田地区宿舎跡地農地復旧工事の請負契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 横田地区宿舎跡地農地復旧工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市横田町字友沼地内
- 3 請 負 者 陸前高田市高田町字大隅 1 番地 1

株式会社高田建設

代表取締役 上 山 守

4 変 更 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	1 9 1 , 4 0 0 , 0 0 0 円	2 1 4 , 2 2 0 , 6 0 0 円

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

横田地区宿舎跡地農地復旧工事の変更請負契約を締結しようとして提案するものである。

横田地区宿舎跡地農地復旧工事変更概要

工事変更内容

- 1 給排水計画の見直しにおける排水構造物工の増
- 2 復旧土除れきのための表土振るい分け及び運搬工の追加

議案第 7 号

陸前高田市被災市街地復興整備事業の変更業務委託契約締結について

令和 2 年 6 月 1 2 日に契約の変更に関し議会の議決を得た陸前高田市被災市街地復興整備事業について、業務委託契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

1 事業名 陸前高田市被災市街地復興整備事業

2 場所 陸前高田市高田町及び気仙町地内

3 相手方 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目 6 番 1 号

独立行政法人都市再生機構岩手・宮城震災復興支援本部

本部長 山 澤 正

4 変更内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	1 8 0, 6 3 1, 9 6 4, 3 5 6 円	1 7 8, 3 6 6, 7 6 8, 2 1 4 円

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市被災市街地復興整備事業の変更業務委託契約を締結しようとして提案するものである。

陸前高田市被災市街地復興整備事業委託業務変更概要

業務変更内容

事業計画変更等に伴う公共施設整備費等の変更

- 1 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業費
9 3 1, 1 6 3, 2 0 5 円の減
- 2 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業費
1, 3 3 4, 0 3 2, 9 3 7 円の減

議案第 15 号

陸前高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

陸前高田市附属機関設置条例（昭和 30 年条例第 70 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市男女共同参画推進協議会の設置に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

陸前高田市附属機関設置条例（昭和３０年条例第７０号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（設置） 第１条 本市に地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、次の附属機関を置く。 (1)～(7) 、、、（略） （調査審議事項） 第２条 前条の附属機関は、次の各号に掲げる附属機関に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。 (1)～(7) 、、、（略）	（設置） 第１条 本市に地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、次の附属機関を置く。 (1)～(7) 、、、（略） <u>(8) 陸前高田市男女共同参画推進協議会</u> （調査審議事項） 第２条 前条の附属機関は、次の各号に掲げる附属機関に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。 (1)～(7) 、、、（略） <u>(8) 陸前高田市男女共同参画推進協議会</u> <u>本市の男女共同参画の推進に関する必要な事項</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 16 号

陸前高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

陸前高田市個人情報保護条例（平成 19 年条例第 12 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

陸前高田市個人情報保護条例（平成１９年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 、、（略） (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。 (5)及び(6) 、、（略） （適用除外） 第６６条 、、（略） ２ <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）その他の法令の規定により同法第４章</u>の規定の適用を受けない個人情報については、第２章（第１節を除く。）の規定は、適用しない。	（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 、、（略） (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第２条第９項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。 (5)及び(6) 、、（略） （適用除外） 第６６条 、、（略） ２ <u>法</u><u>その他の法令の規定により法第５章第４節の規定の適用を受けない個人情報については、第２章（第１節を除く。）の規定は、適用しない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 17 号

陸前高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険税条例（昭和 32 年条例第 9 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

同一世帯に 18 歳までの被保険者がいる場合における減免及び税率改正に係る激変緩和措置の継続並びに全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(陸前高田市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 陸前高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(国民健康保険の被保険者に係る_____ 所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額の</u> 所得割額)
第3条 \ \ \ (略)	第3条 \ \ \ (略)
2 \ \ \ (略)	2 \ \ \ (略)
(国民健康保険の被保険者に係る_____ 被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額の</u> 被保険者均等割額)
第4条 \ \ \ (略)	第4条 \ \ \ (略)
(国民健康保険の被保険者に係る_____ 世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額の</u> 世帯別平等割額)
第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の 各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額とする。	第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の 各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額とする。
(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康 保険法第6条第8号の規定により被保険者の 資格を喪失した者であって、当該資格を喪失 した日の前日以後継続して同一の世帯に属す るものをいう。以下同じ。）と同一世帯に属 する被保険者が属する世帯であって同日の属 する月（以下この号において「特定月」とい う。）以後5年を経過する月までの間にある もの（当該世帯に他の被保険者がいない場合 に限る。）をいう。次号、第8条及び <u>第26条</u> <u>条</u> _____において同じ。）及び特定継続世帯 （特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 被保険者が属する世帯であって特定月以後5 年を経過する月の翌月から特定月以後8年を 経過する月までの間にあるもの（当該世帯に 他の被保険者がいない場合に限る。）をい う。第3号、第8条及び <u>第26条</u> _____にお いて同じ。）以外の世帯 23, 100円	(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康 保険法第6条第8号の規定により被保険者の 資格を喪失した者であって、当該資格を喪失 した日の前日以後継続して同一の世帯に属す るものをいう。以下同じ。）と同一世帯に属 する被保険者が属する世帯であって同日の属 する月（以下この号において「特定月」とい う。）以後5年を経過する月までの間にある もの（当該世帯に他の被保険者がいない場合 に限る。）をいう。次号、第8条及び <u>第26条</u> <u>条第1項</u> _____において同じ。）及び特定継続世帯 （特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 被保険者が属する世帯であって特定月以後5 年を経過する月の翌月から特定月以後8年を 経過する月までの間にあるもの（当該世帯に 他の被保険者がいない場合に限る。）をい う。第3号、第8条及び <u>第26条第1項</u> _____にお いて同じ。）以外の世帯 23, 100円
(2)及び(3) \ \ \ (略)	(2)及び(3) \ \ \ (略)
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支 援金等課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支 援金等課税額の所得割額)
第6条 第2条第3項の所得割額は、 <u>賦課期日の</u> <u>属する前年の所得に係る基礎控除後の総所得金</u> <u>額等に100分の2.7を乗じて算定する。</u>	第6条 第2条第3項の所得割額は、_____ _____ <u>基礎控除後の総所得金</u> <u>額等に100分の2.7を乗じて算定する。</u>
(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)	(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)
第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生	第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生

した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第26条の規定によって減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 \ \ \ (略)

(減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に

した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第26条の規定によって減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 \ \ \ (略)

(減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に

ついて21,910円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____
____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に従い、それぞれに定める額

(7)～(9) \ \ \ (略)

ウ～カ \ \ \ (略)

- (2) 法第703条の5 _____に規定する総所得
金額及び山林所得金額の合算額が、43万円
(納税義務者並びにその世帯に属する国民健
康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の
うち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、43万円に当該給与所得者等の数から
1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を
加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯
所属者1人につき28万5,000円を加算
した金額を超えない世帯に係る納税義務者
(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____
____被保険者均等割額 被保険者(第1条
第2項に規定する世帯主を除く。)1人に
ついて15,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____
____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれに定める額

(7)～(9) \ \ \ (略)

ウ～カ \ \ \ (略)

- (3) 法第703条の5 _____に規定する総所得
金額及び山林所得金額の合算額が、43万円
(納税義務者並びにその世帯に属する国民健
康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の
うち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、43万円に当該給与所得者等の数から
1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を
加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯
所属者1人につき52万円を加算した金額を
超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該
当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____
____被保険者均等割額 被保険者(第1条
第2項に規定する世帯主を除く。)1人に
ついて6,260円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____
____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれに定める額

(7)～(9) \ \ \ (略)

ウ～カ \ \ \ (略)

ついて21,910円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税
額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に従い、それぞれに定める額

(7)～(9) \ \ \ (略)

ウ～カ \ \ \ (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得
金額及び山林所得金額の合算額が、43万円
(納税義務者並びにその世帯に属する国民健
康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の
うち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、43万円に当該給与所得者等の数から
1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を
加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯
所属者1人につき28万5,000円を加算
した金額を超えない世帯に係る納税義務者
(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条
第2項に規定する世帯主を除く。)1人に
ついて15,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税
額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれに定める額

(7)～(9) \ \ \ (略)

ウ～カ \ \ \ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得
金額及び山林所得金額の合算額が、43万円
(納税義務者並びにその世帯に属する国民健
康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の
うち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、43万円に当該給与所得者等の数から
1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を
加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯
所属者1人につき52万円を加算した金額を
超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該
当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条
第2項に規定する世帯主を除く。)1人に
ついて6,260円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税
額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれに定める額

(7)～(9) \ \ \ (略)

ウ～カ \ \ \ (略)

- 2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に
達する日以後の最初の3月31日以前である被
保険者(以下「未就学児」という。)がある場
合における当該納税義務者に対して課する被保

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第26条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第25条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(前条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得に

險者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 695円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 825円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12, 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15, 650円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 575円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 625円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 250円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第26条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第25条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(前条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得に

については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) _____」とする。

(納税通知書)

第27条 保険税の納税通知書は、別に規則で定める。

附 則

1～3 \ \ \ (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条 _____の規定の適用については、同条中「法第703条の5 _____」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5 _____」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条 _____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と _____

_____する。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合におけ

については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) 及び」とする。

(納税通知書)

第27条 保険税の納税通知書は、市長が別に定める。

附 則

1～3 \ \ \ (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合におけ

る第3条、第6条、第9条及び第26条
の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 、、、、（略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲

る第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 、、、、（略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲

渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得_____の金額」と、第26条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及

渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及

び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第26条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第26条において「特例適用配当等の額」とい

び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」とい

う。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の

う。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の

2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第26条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 16及び17　　、（略） （同一世帯に18歳までの被保険者がいる者に係る保険税の減免の特例） 18　<u>令和3年度</u>分の保険税の減免に係る第30条第1項第2号の規定の適用については、同号中「その他特別の事情がある者」とあるのは、「その他特別の事情がある者又は同一世帯に<u>平成15年4月2日以後</u>に出生した被保険者がいる者」とする。この場合において、同一世帯に<u>平成15年4月2日以後</u>に出生した被保険者がいるときは、被保険者の資格取得の届出をもって、同条第2項の申請書を提出したものとみなす。 19　　、（略）	2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 16及び17　　、（略） （同一世帯に18歳までの被保険者がいる者に係る保険税の減免の特例） 18　<u>令和4年度</u>分の保険税の減免に係る第30条第1項第2号の規定の適用については、同号中「その他特別の事情がある者」とあるのは、「その他特別の事情がある者又は同一世帯に<u>平成16年4月2日以後</u>に出生した被保険者がいる者」とする。この場合において、同一世帯に<u>平成16年4月2日以後</u>に出生した被保険者がいるときは、被保険者の資格取得の届出をもって、同条第2項の申請書を提出したものとみなす。 19　　、（略）
備考　改正部分は、下線の部分である。	

（陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条　陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
附　則 （経過措置） 第3条　<u>令和3年度</u>における国民健康保険の被保険者に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税被保険者に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びにこれらの額の減額については、新条例第3条から第11条まで及び第26条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	附　則 （経過措置） 第3条　<u>令和4年度</u>における国民健康保険の被保険者に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税被保険者に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びにこれらの額の減額については、新条例第3条から第11条まで及び第26条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

～（略）～			～（略）～		
<u>第26条第1号ア</u>	～（略）～	～（略）～	<u>第26条第1項第1号ア</u>	～（略）～	～（略）～
<u>第26条第1号イ（ア）</u>			<u>第26条第1項第1号イ（ア）</u>		
<u>第26条第1号イ（イ）</u>			<u>第26条第1項第1号イ（イ）</u>		
<u>第26条第1号イ（ウ）</u>			<u>第26条第1項第1号イ（ウ）</u>		
<u>第26条第1号ウ</u>			<u>第26条第1項第1号ウ</u>		
<u>第26条第1号エ（ア）</u>			<u>第26条第1項第1号エ（ア）</u>		
<u>第26条第1号エ（イ）</u>			<u>第26条第1項第1号エ（イ）</u>		
<u>第26条第1号エ（ウ）</u>			<u>第26条第1項第1号エ（ウ）</u>		
<u>第26条第1号オ</u>			<u>第26条第1項第1号オ</u>		
<u>第26条第1号カ</u>			<u>第26条第1項第1号カ</u>		
<u>第26条第2号ア</u>			<u>第26条第1項第2号ア</u>		
<u>第26条第2号イ（ア）</u>			<u>第26条第1項第2号イ（ア）</u>		
<u>第26条第2号イ（イ）</u>			<u>第26条第1項第2号イ（イ）</u>		
<u>第26条第2号イ（ウ）</u>			<u>第26条第1項第2号イ（ウ）</u>		
<u>第26条第2号ウ</u>			<u>第26条第1項第2号ウ</u>		
<u>第26条第2号エ（ア）</u>			<u>第26条第1項第2号エ（ア）</u>		
<u>第26条第2号エ（イ）</u>			<u>第26条第1項第2号エ（イ）</u>		
<u>第26条第2号エ（ウ）</u>			<u>第26条第1項第2号エ（ウ）</u>		
<u>第26条第2号オ</u>			<u>第26条第1項第2号オ</u>		
<u>第26条第2号カ</u>			<u>第26条第1項第2号カ</u>		
<u>第26条第3号ア</u>			<u>第26条第1項第3号ア</u>		
<u>第26条第3号イ（ア）</u>			<u>第26条第1項第3号イ（ア）</u>		
<u>第26条第3号イ（イ）</u>			<u>第26条第1項第3号イ（イ）</u>		
<u>第26条第3号イ（ウ）</u>			<u>第26条第1項第3号イ（ウ）</u>		
<u>第26条第3号ウ</u>			<u>第26条第1項第3号ウ</u>		
<u>第26条第3号エ（ア）</u>			<u>第26条第1項第3号エ（ア）</u>		
<u>第26条第3号エ（イ）</u>			<u>第26条第1項第3号エ（イ）</u>		
<u>第26条第3号エ（ウ）</u>			<u>第26条第1項第3号エ（ウ）</u>		
<u>第26条第3号オ</u>			<u>第26条第1項第3号オ</u>		
<u>第26条第3号カ</u>			<u>第26条第1項第3号カ</u>		
			<u>第26条第2項第1号ア</u>	<u>4, 6 9 5 円</u>	<u>4, 5 1 5 円</u>
			<u>第26条第2項第1号イ</u>	<u>7, 8 2 5 円</u>	<u>7, 5 2 5 円</u>
			<u>第26条第2項第1号ウ</u>	<u>1 2, 5 2 0 円</u>	<u>1 2, 0 4 0 円</u>
			<u>第26条第2項第1号エ</u>	<u>1 5, 6 5 0 円</u>	<u>1 5, 0 5 0 円</u>
			<u>第26条第2項第2号ア</u>	<u>1, 5 7 5 円</u>	<u>1, 5 1 5 円</u>
			<u>第26条第2項第2号イ</u>	<u>2, 6 2 5 円</u>	<u>2, 5 2 5 円</u>
			<u>第26条第2項第2号ウ</u>	<u>4, 2 0 0 円</u>	<u>4, 0 4 0 円</u>
			<u>第26条第2項第2号エ</u>	<u>5, 2 5 0 円</u>	<u>5, 0 5 0 円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の陸前高田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以

後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 18 号

陸前高田市溜池の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市溜池の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 27 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

被災市街地復興土地区画整理事業の換地処分等に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市溜池の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市溜池の設置及び管理に関する条例（昭和３９年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																				
別表（第２条関係）	別表（第２条関係）																																				
<table border="1"> <tr> <th>溜池の名称</th><th>溜池の位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">～（略）～</td></tr> <tr> <td><u>川向</u> 〃</td><td>〃 小友町字西の 坊 <u>１ １ １</u></td></tr> <tr> <td><u>勝畑</u> 〃</td><td>〃 小友町字西の 坊 ３ ３</td></tr> <tr> <td colspan="2">～（略）～</td></tr> <tr> <td>平林 〃</td><td>〃 高田町字西和 野 ４ ４</td></tr> <tr> <td><u>愛宕下</u> 〃</td><td>〃 気仙町字愛宕 下 <u>５ ２</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">～（略）～</td></tr> <tr> <td>荒川（下） 〃</td><td>〃 気仙町字荒川 <u>１ １ ２</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">～（略）～</td></tr> </table>	溜池の名称	溜池の位置	～（略）～		<u>川向</u> 〃	〃 小友町字西の 坊 <u>１ １ １</u>	<u>勝畑</u> 〃	〃 小友町字西の 坊 ３ ３	～（略）～		平林 〃	〃 高田町字西和 野 ４ ４	<u>愛宕下</u> 〃	〃 気仙町字愛宕 下 <u>５ ２</u>	～（略）～		荒川（下） 〃	〃 気仙町字荒川 <u>１ １ ２</u>	～（略）～		<table border="1"> <tr> <th>溜池の名称</th><th>溜池の位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">～（略）～</td></tr> <tr> <td><u>川向</u> 〃</td><td>〃 小友町字西の 坊 ３ ３</td></tr> <tr> <td colspan="2">～（略）～</td></tr> <tr> <td>平林 〃</td><td>〃 高田町字西和 野 ４ ４</td></tr> <tr> <td colspan="2">～（略）～</td></tr> <tr> <td>荒川（下） 〃</td><td>〃 気仙町字中井 <u>４ ３ ８</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">～（略）～</td></tr> </table>	溜池の名称	溜池の位置	～（略）～		<u>川向</u> 〃	〃 小友町字西の 坊 ３ ３	～（略）～		平林 〃	〃 高田町字西和 野 ４ ４	～（略）～		荒川（下） 〃	〃 気仙町字中井 <u>４ ３ ８</u>	～（略）～	
溜池の名称	溜池の位置																																				
～（略）～																																					
<u>川向</u> 〃	〃 小友町字西の 坊 <u>１ １ １</u>																																				
<u>勝畑</u> 〃	〃 小友町字西の 坊 ３ ３																																				
～（略）～																																					
平林 〃	〃 高田町字西和 野 ４ ４																																				
<u>愛宕下</u> 〃	〃 気仙町字愛宕 下 <u>５ ２</u>																																				
～（略）～																																					
荒川（下） 〃	〃 気仙町字荒川 <u>１ １ ２</u>																																				
～（略）～																																					
溜池の名称	溜池の位置																																				
～（略）～																																					
<u>川向</u> 〃	〃 小友町字西の 坊 ３ ３																																				
～（略）～																																					
平林 〃	〃 高田町字西和 野 ４ ４																																				
～（略）～																																					
荒川（下） 〃	〃 気仙町字中井 <u>４ ３ ８</u>																																				
～（略）～																																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																																					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

陸前高田市漁港管理条例の一部を改正する条例

陸前高田市漁港管理条例（昭和 43 年条例第 24 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

漁港施設の使用料の改定及び所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市漁港管理条例の一部を改正する条例

陸前高田市漁港管理条例(昭和43年条例第24号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																											
別表第2（第10条関係） 利用調整施設 <table border="1"> <tr> <th>漁港施設名</th><th>施設の種類</th></tr> <tr> <td rowspan="3">脇之沢漁港 利用調整施設</td><td>1 \ \ \ （略）</td></tr> <tr> <td>2 <u>主として漁業者以外の者の利用を目的とする駐車場（以下「駐車場」という。）</u></td></tr> <tr> <td>3 \ \ \ （略）</td></tr> </table> 別表第4（第12条関係） 使用料 <table border="1"> <tr> <th>施設の種類</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>岸壁 船置場</td><td>船長1メートルごとに<u>1日</u>につき<u>20円</u></td></tr> <tr> <td>栈橋</td><td>船長1メートルごとに<u>1日</u>につき<u>35円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="3">駐車場</td><td><u>大型自動車1台1回につき1,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>普通自動車及び軽自動車1台1回につき500円</u></td></tr> <tr> <td><u>自動二輪車及び原動機付自転車1台1回につき100円</u></td></tr> </table> 備考 1 及び 2 \ \ \ （略） 3 <u>1日を単位として計算するものについて、その期間が1日に満たない場合の料金は、1日として計算する。</u> 4 <u>駐車場の利用時間は、午前8時から午後4時までとする。</u> 5 <u>駐車場の使用料の徴収期間は、7月から8月までの期間内で市長が定める期間とする。</u>	漁港施設名	施設の種類	脇之沢漁港 利用調整施設	1 \ \ \ （略）	2 <u>主として漁業者以外の者の利用を目的とする駐車場（以下「駐車場」という。）</u>	3 \ \ \ （略）	施設の種類	使用料	岸壁 船置場	船長1メートルごとに <u>1日</u> につき <u>20円</u>	栈橋	船長1メートルごとに <u>1日</u> につき <u>35円</u>	駐車場	<u>大型自動車1台1回につき1,000円</u>	<u>普通自動車及び軽自動車1台1回につき500円</u>	<u>自動二輪車及び原動機付自転車1台1回につき100円</u>	別表第2（第10条関係） 利用調整施設 <table border="1"> <tr> <th>漁港施設名</th><th>施設の種類</th></tr> <tr> <td rowspan="2">脇之沢漁港 利用調整施設</td><td>1 \ \ \ （略）</td></tr> <tr> <td>2 \ \ \ （略）</td></tr> </table> 別表第4（第12条関係） 使用料 <table border="1"> <tr> <th>施設の種類</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>岸壁 船置場</td><td>船長1メートルごとに<u>1月</u>につき<u>330円</u></td></tr> <tr> <td>栈橋</td><td>船長1メートルごとに<u>1月</u>につき<u>1,050円</u></td></tr> </table> 備考 1 及び 2 \ \ \ （略） 3 <u>利用期間が30日に満たない場合の料金は、1月として計算し、利用期間が1月を超えて30日に満たない端数がある場合は、日割りにより計算する。</u>	漁港施設名	施設の種類	脇之沢漁港 利用調整施設	1 \ \ \ （略）	2 \ \ \ （略）	施設の種類	使用料	岸壁 船置場	船長1メートルごとに <u>1月</u> につき <u>330円</u>	栈橋	船長1メートルごとに <u>1月</u> につき <u>1,050円</u>
漁港施設名	施設の種類																											
脇之沢漁港 利用調整施設	1 \ \ \ （略）																											
	2 <u>主として漁業者以外の者の利用を目的とする駐車場（以下「駐車場」という。）</u>																											
	3 \ \ \ （略）																											
施設の種類	使用料																											
岸壁 船置場	船長1メートルごとに <u>1日</u> につき <u>20円</u>																											
栈橋	船長1メートルごとに <u>1日</u> につき <u>35円</u>																											
駐車場	<u>大型自動車1台1回につき1,000円</u>																											
	<u>普通自動車及び軽自動車1台1回につき500円</u>																											
	<u>自動二輪車及び原動機付自転車1台1回につき100円</u>																											
漁港施設名	施設の種類																											
脇之沢漁港 利用調整施設	1 \ \ \ （略）																											
	2 \ \ \ （略）																											
施設の種類	使用料																											
岸壁 船置場	船長1メートルごとに <u>1月</u> につき <u>330円</u>																											
栈橋	船長1メートルごとに <u>1月</u> につき <u>1,050円</u>																											
備考 改正部分は、下線の部分である。																												

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 20 号

陸前高田市市営住宅条例の一部を改正する条例

陸前高田市市営住宅条例（平成 9 年条例第 18 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定及び高額所得者に対する明渡しの請求の特例措置を講じるため、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市市営住宅条例の一部を改正する条例

陸前高田市市営住宅条例（平成９年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（収入の申告等） 第１６条 、、、（略） ２ 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第８条</u>に規定する方法によるものとする。 附 則 １～９ 、、、（略）	（収入の申告等） 第１６条 、、、（略） ２ 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第７条</u>に規定する方法によるものとする。 附 則 １～９ 、、、（略） <u>（東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定等の特例）</u> <u>１０ 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４６号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成２３年法律第１２２号）第２０条に規定する日までの間に、同法第１９条第１項に規定する罹災者公営住宅等供給事業により建設等をした市営住宅に入居を許可された者のうち、同項第２号に規定する被災者等である者（第１４条の規定により入居の承継の承認を得た者で規則で定めるものを含む。）に係る第２９条第１項の規定の適用については、当分の間、同項中「第６条第２号の金額」とあるのは、「２５９，０００円」と読み替えるものとする。</u> <u>１１ 第３２条の規定は、当分の間、前項に規定する者については、これを適用しないことができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

陸前高田市市営住宅併設店舗に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市市営住宅併設店舗に関する条例（平成 26 年条例第 24 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

併設店舗使用料を改定しようとして提案するものである。

陸前高田市市営住宅併設店舗に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市市営住宅併設店舗に関する条例（平成２６年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
別表第２（第７条関係） 併設店舗使用料		別表第２（第７条関係） 併設店舗使用料	
名称	店舗使用料月額	名称	店舗使用料月額
下和野住宅併設店舗	<u>74,200円</u>	下和野住宅併設店舗	<u>51,800円</u>
中田住宅併設店舗（大）	<u>69,500円</u>	中田住宅併設店舗（大）	<u>44,600円</u>
中田住宅併設店舗（小）	<u>60,600円</u>	中田住宅併設店舗（小）	<u>38,900円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 22 号

陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設条例

陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとして提案するものである。

陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ピーカンナッツを用いた新たな産業による地域活性化及び雇用創出を図るため、陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設を次のとおり設置する。

名称	位置
陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設	陸前高田市高田町字馬場前304番地8

(使用対象者)

第3条 陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設（以下「施設」という。）を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ピーカンナッツを使用した商品を製造又は販売することができる者
- (2) 施設を活用し、ピーカンナッツの市場拡大及び食文化の普及に向けた事業を実施することができる者

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他施設の管理上適当でないと認めるとき。

3 市長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第5条 前条第1項の規定により市長が施設の使用を許可する期間は、5年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる。

(使用者の管理義務)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、善良な管理者の注意義務を負うとともに、法令を遵守し、公害防止等の環境保全に努めなければならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の許可を取り消し、又は行為の中止、原状の回復若しくは施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第4条第3項の条件に違反したとき。
- (4) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (5) 正当な理由がなく、1月以上施設を使用しないとき。
- (6) 施設の管理上必要があると認めたとき。
- (7) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第8条 施設の使用料は、年額500万円とする。

(使用料の減免等)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、免除し、又は支払期日を猶予することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第7条第6号又は第7号の規定により市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなかったとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(費用負担)

第11条 使用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 軽微な修繕及び構造上重要でない部分の修繕に要する費用

- (2) 施設の使用によって生じた光熱水費及び通信費
 - (3) 産業廃棄物、ごみ等の処理に要する費用
 - (4) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた改装又は修繕に要する費用
 - (5) 給排水設備等の維持管理に要する費用
 - (6) 操業のための衛生管理に関する検査等の費用
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める費用
- (原状回復)

第 1 2 条 使用者は、その施設の使用を終わったとき、又は第 7 条の規定により使用許可の取消しを受けたときは、直ちに施設を原状に回復して返還しなければならない。

(承認事項)

第 1 3 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 附属設備等の設置、変更又は撤去をしようとするとき。
- (2) 施設を改装又は増築しようとするとき。
- (3) 連続して 1 5 日以上施設で操業しないとき。

(立入検査等)

第 1 4 条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、職員又は市長の指定した者を立ち入らせ、施設の検査をさせ、又は必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償等)

第 1 5 条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部改正)

- 2 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例（昭和 3 9 年条例第 3 0

号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(重要な公の施設) 第2条 重要な公の施設は、次のとおりとする。 (1)～ ⁽³⁹⁾ \ \ \ (略)	(重要な公の施設) 第2条 重要な公の施設は、次のとおりとする。 (1)～ ⁽³⁹⁾ \ \ \ (略) <u>⁽⁴⁰⁾ ピーカンナツ産業振興施設</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	